



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第41号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

- (1) 児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する費用に係る歳入の調定、納入の通知及び債権の督促をする権限を部局の長に委任しないこととした。（第4条関係）
- (2) 出納機関等の帳簿への記載を省略することができる場合として、生産又は製作した物品について帳簿に記載する必要がないと特に認められるときを追加することとした。（第158条関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「すること」の次に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する費用に係るものを除く。）」を加え、同項第6号中「すること」の次に「（児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する費用に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「支出負担行為の確認を求め、及び」を削る。

第28条第1項中「調定額が納入されていないものについて、当該」を削る。

第48条第2項第1号中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第55条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、概算払をした経費の精算について、他の規則その他の規程に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第158条第2項中「出納機関」の次に「及び物品分任出納員」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 生産又は製作した物品で、記載する必要がないと特に認められるとき。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。